魚津市告示第24号

魚津市医療機器導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月16日

魚津市長 村椿 晃

魚津市医療機器導入事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号 。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市医療機器導入事 業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定め るものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、医療体制の整備に係る事業(以下「補助事業」という。) に要する経費を支援し、市内の医療体制及び治療の充実を図ることにより 、市民の健康づくりを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付 するものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の対象経費は、独立行政法人労働者健康安全機構富山労災 病院(以下「補助対象者」という。)の整形外科医療において使用する医 療機器の整備(医療機器の取得又はリース取引に基づく医療機器の利用を いう。)に要する経費とし、対象経費の額を補助金額とする。

(交付申請)

- 第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市医療機器導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市医療機器導入事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

- 第6条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更する場合又は中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内の 日又は事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市医療機 器導入事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて 、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支精算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を 審査し、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市医療機器導入事業費補助 金の額の確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものと する。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した減価償却資産(機械、器具その他の動産にあっては単価が30万円以上のものに限る。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第10条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 規則又はこの要綱に反する行為があったとき。
  - (3) 規則又はこの要綱に基づく市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に対し、期限を定め

て補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助事業者に係る第9条から第11条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

年 月 日

魚津市長宛

所 在 地補助対象者名代 表 者 名

年度魚津市医療機器導入事業費補助金交付申請書

年度魚津市医療機器導入事業を実施したいので、魚津市医療機器導入 事業補助金 円を交付されるよう、魚津市医療機器導入事業 費補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

### 関係書類

- 1 事業計画書(別記1)
- 2 収支予算書(別記2)

# 事業計画書

## 事業の概要

, ,,, ,,= ,,							
事業の目的							
事 業 内 容							
経費概算							
実 施 時 期	年	月	日から	年	月	日まで	

計

1	収入		(単位:円)
	区 分	金額	内 訳
	市補助金		
	医療収入		
	その他		

2 支出 (単位:円)

区 分	金額	内 訳
計		

様式第2号(第5条関係)

魚津市指令 第 号

所 在 地 補助対象者名 代 表 者 名

年度魚津市医療機器導入事業費補助金交付 (不交付) 決定 通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市医療機器導入事業費補助金について、魚津市医療機器導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長即

1 交付の可否

交付します。

交付しません。 (交付しない理由)

2 交付決定額

金

- 3 補助金の交付条件
  - (1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。) は、補助事業を変更・中止する場合は、市長の承認を受けなければな らない。
  - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その 指示を受けなければならない。

年 月 日

魚津市長宛

所 在 地補助事業者名代 表 者 名

年度魚津市医療機器導入事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市 医療機器導入事業については、次のとおり事業を実施したので、魚津市医療 機器導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告 します。

1 実績額

金 円

- 2 関係書類
  - (1) 事業実績書(別記1)
  - (2) 収支精算書(別記2)

## 事業実績書

## 事業の概要

事業の目的						
事 業 内 容						
経費內訳						
実 施 時 期	年	月	日から	年	月	日まで

計

1	収入				(単位:円)
	区 分	金額	内	訳	
	市補助金				
	医療収入				
	その他				

2 支出 (単位:円)

区 分	金額	内 訳
計		

様式第4号(第8条関係)

魚津市指令 第 号

所 在 地補助事業者名代 表 者 名

年度魚津市医療機器導入事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった見出しの補助金について、次のとおり額の確定を行いましたので、魚津市医療機器導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長即

確定額

金